

白馬村住民登録拒否裁判

子どもの帰宅を否定する一審判決の破棄を求める署名

2014年3月31日、長野地裁松本支部の長谷川武久裁判官は、白馬村が住民登録を拒否したこと、及び子ども手当を支給しなかったことに対して、父親の堤則昭さんとその息子（A君）が損害を訴えた裁判で、父子の訴えを退けた。

当時小学5年生のA君が白馬村で暮らす父親の堤則昭さんのもとへ身を寄せたのは2010年9月のことだ。A君が身を寄せた家はもともとA君が暮らしていた家であり、A君は帰宅したにすぎない。2004年に母親はA君を堤さんのもとから連れ去った。母親の元では堤さんへの思慕を否定され、父親と希望通り会わせてもらえなかったことがA君の行動の大きな要因である。

ところが、父親に親権がないことを理由に、村は1年4カ月にわたってA君の住民登録を拒否した。白馬村教育委員会はA君を村の小学校に入学させなかった。A君は教育委員会の指示で体験入学しかさせてもらえず、教科書を支給されなかったり、成績表を交付してもらえなかったり、数々の差別を受けている。

この判決で裁判所は、親権者の意向を行政手続きの公正さよりも優先した。連れ去り被害児が自分の意志で帰宅しても、親権者の意向で行政サービスは停止されて然るべきというのだ。村と裁判所が行ったのはA君の帰宅の妨害である。現在親権者の決定は、子どもが手元にいるかどうかという、裁判所の「実効支配」のルールで決まる。親としての適格性を反映するものではない。堤さんは子どもを連れ去られた上に、現行民法の単独親権制度のもと、裁判所で親権をはく奪されていた。

今回、子どもへの不当な行政措置に目をつぶることで、裁判所は自ら親権をはく奪した親に、行政が恣意的に制裁を加えることを許した。裁判所の自作自演である。A君は自らに原因のない、親の法的な身分の責めを一身に負わされた。村の子ども手当の不支給を認めたことは、経済的にいい生活がしたかったなら、連れ去られた先に戻れ、という裁判所の脅しにほかならない。未来の子どもたちのために、このような判決を私たちは断じて容認しない。

要望項目

原審を破棄し、白馬村の違法性を認定して、堤さん親子への損害の賠償を命じてください。

名 前	住 所

締め切り 第一次 2014年6月30日

提出先 186-0004東京都国立市東3-17-11. 201共同親権運動ネットワーク気付
白馬村・子どもの帰宅権を実現する会 (TEL 03-6226-5419)